

第 4 8 号議案

足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例及び
足立区こども未来創造館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例及び
足立区こども未来創造館条例の一部を改正する条例

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部
改正)

第 1 条 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例
(昭和 3 9 年足立区条例第 1 7 号) の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部足立区ギャラクシティ指定管理者選定審査会の
項構成員の報酬の欄中「 2 万 1 , 0 0 0 円 」を「 7 , 0 0 0 円 」に改
める。

(足立区こども未来創造館条例の一部改正)

第 2 条 足立区こども未来創造館条例 (平成 2 4 年足立区条例第 3 2 号)
の一部を次のように改正する。

付則第 5 項の足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関す
る条例別表の改正規定中「 2 万 1 , 0 0 0 円 」を「 7 , 0 0 0 円 」に
改める。

付 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

ギャラクシティ指定管理者選定審査会及びギャラクシティ運営評価委
員会の委員の報酬額を変更する必要があるので、この条例案を提出いた

します。